

「高度障害保険金」のお支払対象および「保険料払込免除」の対象となる高度障害状態

- 「中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」

「常に介護を要するもの」とは、①食物摂取②排便・排尿・その後始末③衣服着脱④起居⑤歩行⑥入浴のいずれも自分ではできず、常に他人の介護を要する状態が該当します。特別な器具等を用いることで、①～⑥のひとつでも自分で何とかできる場合（例えば、杖歩行やスプーン等を用いての食事ができる場合など）は、上記の状態には該当しません。  
(右表に具体的事例(該当事例1・非該当事例5)を記載しております。)
- 「言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」

「言語の機能を失ったもの」とは声帯すべてを摘出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合が、「そしゃくの機能を失ったもの」とはあご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態が該当します。  
(右表に具体的事例(該当事例2・非該当事例4)を記載しております。)
- 「両眼の視力をまったく永久に失ったもの」

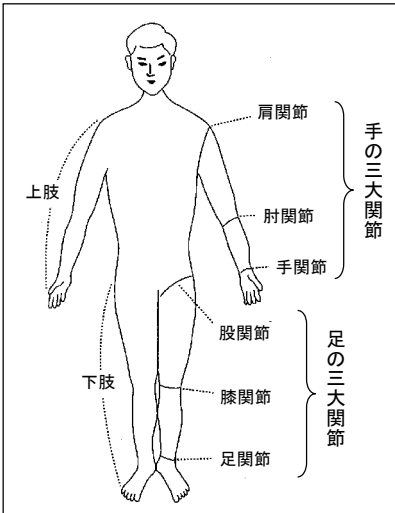
完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合が該当します。
- 「両下肢とも、足関節(足首)以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの」

両足について、足関節以上で切断したか、足の3大関節〔股関節・膝関節・足関節〕がすべてまったく動かなくなった場合が該当します。  
(右表に具体的事例(該当事例3)を記載しております。)
- 「両上肢とも、手関節(手首)以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの」

両腕について、手関節以上で切断したか、手の3大関節(肩関節・肘関節・手関節)がすべてまったく動かなくなった場合が該当します。
- 「1上肢を手関節(手首)以上で失い、かつ、1下肢を足関節(足首)以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの」

片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節〔股関節・膝関節・足関節〕がすべてまったく動かなくなった場合が該当します。
- 「1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節(足首)以上で失ったもの」

片方の手の3大関節(肩関節・肘関節・手関節)がすべてまったく動かない、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合が該当します。



※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。

○具体的事例

○高度障害状態に該当します。

【事例1】  
転倒により受傷し、脳挫傷による重い後遺症が残りました。被保険者は寝たきりの状態となっており、日常生活動作が自分ではまったくできません。また、回復の見込みもないと医師に診断されています。

【事例1】

災害や疾病が原因で寝たきりになり、「食物摂取」「排便・排尿・その後始末」「衣服着脱」「起居」「歩行」「入浴」のいずれも自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、回復の見込みがない場合、高度障害状態に該当し、高度障害保険金のお支払対象となります。

【事例2】  
脳梗塞を発症し中枢性失語症と診断されました。その後徐々に症状が進行し、現在は、話しかけてもまったく理解できていない状況です。また、発語や発声も一切できず、回復の見込みもないと医師に診断されています。

【事例2】

失語症等により、「言語による意思疎通が不可能」に該当する場合で回復の見込みがない場合、「言語機能をまったく永久に失ったもの」として、高度障害状態に該当し、高度障害保険金のお支払対象となります。

【事例3】  
脊髄小脳変性症と診断され、徐々に両下肢が動かなくなりました。半年程前は、自分の意思で少しだけ両足(股・膝・足)を動かすことができましたが、現在は3大関節すべてまったく動きません。また、回復の見込みもないと医師に診断されています。

【事例3】

両足の3大関節〔股・膝・足〕がすべてまったく動かず、回復の見込みがない場合、「両下肢の用をまったく永久に失ったもの」に該当します。半年程前の状態では高度障害状態には該当しませんが、現在は高度障害状態に該当し、高度障害保険金のお支払対象となります。

×高度障害状態には該当しません。

【事例4】  
くも膜下出血により倒れ、失語症が後遺症として残りました。流暢には話すことができず、何とか言葉を発することができるという状態で、意思の疎通は可能です。

【事例4】

失語症については、何とか言葉を発することができ、意思の疎通も可能な場合は、「言語機能をまったく永久に失ったもの」の高度障害状態には該当せず、高度障害保険金はお支払いできません。

【事例5】  
脳出血の後遺症として左半身の麻痺が生じました。排便・排尿・その尿の拭き取り始末・歩行・入浴はいずれも自力では不可能ですが、右半身は動くため、食物の摂取・衣服着脱・起居は自力で何とかできます。

【事例5】

中枢神経に著しい障害(左半身の麻痺)があるものの、食物の摂取・衣服着脱・起居については自力ででき、「常に介護を要するもの」にはあたらないため、高度障害状態には該当せず、高度障害保険金はお支払いできません。

- ・上記内容は、代表的な事例として記載したものです。最終的なお支払可否につきましては、約款に基づき決定いたします。
- ・保険金のお支払理由・保険料お払込免除理由の詳細は約款に定められており、所定の条件を満たす必要があります。必ずご確認ください。
- ・当社商品のご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」「申込内容控(兼解約返戻金額表)」を必ずご覧ください。

あなたの未来を強くする

**住友生命**

【住友生命保険相互会社】  
本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
電話(06)6937-1435(大代表)  
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24  
電話(03)5550-1100(大代表)  
(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命 検索  
生命保険のお手続きやご契約に関するご照会  
スマイコールセンター 0120-307506

お届けしたのは…

21/4 改訂版 支企-21-0015(A2001022)